

住宅防音工事希望届

防音工事

一挙防音工事 追加防音工事 外郭防音工事 防音区画改善工事（障がい・要支援・要介護・その他）※
--

※防音区画改善工事を希望する場合は、2(3)(参考)に該当する者が住宅防音工事を希望する建物に居住していることが条件になります。該当する箇所を四角で囲んでください。
 なお、住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。

空気調和機器機能復旧工事

防音建具機能復旧工事 を希望します。

(フリガナ)		
工事希望者の氏名	(フリガナ)	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 (はい ・ いいえ)
工事希望者の住所	〒	工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒
連絡先	TEL	
建築年月日	年 月	(住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を囲んでください。

高齢者 乳幼児 障がい者

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。

2 防音工事

(1) 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

(2) 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
 ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

(3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障がい者等(下記、(参考)参照)が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(参考)

次に掲げる者が現に居住する住宅

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
 (同法別表第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる聴覚障害並びに同表第3項に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害を有する者を除く。)

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者

ウ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者

エ その他の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員又は福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子などによる生活を余儀なくされていることが明らかである者

(4) 外郭防音工事

■住宅（集合住宅の場合は住戸）全体を対象として行う住宅防音工事です。

（8.5W以上の区域にお住まいの方）

■8.5W以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

■防音工事を実施していない居室がない住宅については、各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合に限り対象となります。

（7.5W以上8.5W未満の区域にお住まいの方）

■7.5W以上8.5W未満の区域に所在する鉄筋コンクリート造の集合住宅（以下、RC集合住宅）であって、初めて住宅防音工事を実施する住戸が対象となります。

■一挙防音工事等と外郭防音工事を実施した住戸が混在しているRC集合住宅であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具が設置されている一挙防音工事等を実施済の住戸が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

■住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。

■住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

■住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。

■住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、東海防衛支局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。

6 法令等の変更やその他の事情により、工事内容等が変更となる場合があります。

なお、御不明な点は、東海防衛支局へお問い合わせください。

◎希望届送付先

住宅防音工事希望届は、「はがき・封書等」または「メール」でご提出ください。

■はがき、封書等で提出される場合

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係 行

■メールで提出される場合

juutakubouon-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp

◎問い合わせ先

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係

052-952-8226（直通）

※電話番号及びメールアドレスのお間違いにご注意ください

（令和7年12月）

住宅防音工事希望届の注意事項

注1 住宅防音工事を希望される方へ

住宅防音工事は昭和60年3月18日までに建てられた住宅が対象となります。
詳しくは、東海防衛支局までお問い合わせください。

注2 空気調和機器機能復旧工事を希望される方へ

空気調和機器機能復旧工事は、住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
住宅防音工事が完了した日から10年経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機、換気扇、レンジ扇）が対象となります。
なお、住宅防音工事済の部屋を増改築等し、防音区画が崩れている場合、工事は出来ません。

注3 防音建具機能復旧工事を希望される方へ

防音建具機能復旧工事は、住宅防音工事により設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
住宅防音工事が完了した日から10年経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
なお、住宅防音工事済の部屋を増改築等し、防音区画が崩れている場合、工事は出来ません。

※ ご不明な点等ある方は、お手数ですが東海防衛支局までお問い合わせください。

問い合わせ先

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係

TEL 052-952-8226(直通)

(令和7年12月)